

諮詢番号：諮詢第 105 号－1

答申番号：答申第 105 号－1

答申書

第 1 審査会の結論

久留米市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）第 25 条第 2 項の規定に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却するのが相当である。

第 2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

本件処分の取消しを求めるというもので、その理由は次のとおり。

(1) 本件処分は、厳しい暮らしの実態を十分に調査、検討されないまま出された保護決定処分であり、日本国憲法（以下「憲法」という。）第 25 条と法に違反する違憲、違法な処分である。

(2) 本件処分は、平成 25 年 8 月から続けられてきた政府の生活保護費削減政策を前提に実行された保護基準改定に基づくものであり、憲法第 25 条と法第 3 条「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持できるものでなければならない」に明確に違反する処分である。

2 審査庁の主張の要旨

本件処分は、法及び法の委任を受け定められた「生活保護法による保護の基準」（昭和 38 年 4 月 1 日厚生省告示第 158 号。以下「保護基準」という。）に沿って適法かつ妥当に行われたものである。よって、審査請求人の主張には理由がないため、本件審査請求は棄却されるべきである。

第 3 審理員意見書の要旨

本件審査請求の争点及び判断は以下のとおりである。

1 保護基準自体の適法性について

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）の規定及び厚生労働大臣の合目的的裁量に保護基準の設定を委ねる法の趣旨により、審査庁は、法及びその委任に基づき制定された保護基準自体の適否及び当否を判断する権限を有していないため、その判断をすることはできない。

したがって、保護基準は適法なものとして以下判断する。

2 本件処分に係る生活保護費支給額の算定の適否について

審査請求人世帯に係る平成 30 年 10 月分の生活保護費支給額の算定は、審査請求人が受給している老齢基礎年金額の認定額を誤ったことにより 1 円の不足があるが、処分庁は、令和 2 年 3 月 24 日付けでこれを解消する保護変更決定処分を行っている。これを除くほか、法令及び法定受託事務の処理基準として示されている国からの通知に沿って適正に行われており、違法又は不当な点はない。

3 そのほか、本件処分に影響を与える事情もないため、本件処分に違法又は不当な点はない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

第 4 調査審議の経過

令和 2 年 7 月 3 日付けで審査庁である福岡県知事から行政不服審査法第 43 条第 1 項の規定に基づく諮問を受け、令和 2 年 10 月 8 日の審査会において、調査審議した。

第 5 審査会の判断の理由

審査請求人は、本件処分の前提である保護基準が法に反すると主張するが、保護基準は法第 8 条の規定による委任立法であるから、委任した法との関係において重大かつ明白な瑕疵がない限り、当該委任立法をそのまま適用すべきものと解するのが相当であり、そのような瑕疵が存在しない以上、当審査会では、保護基準を適法なものとして扱う。

審査請求人は、保護基準が改定されたことに伴い行われた本件処分は違法又は不当であると主張している。審査請求人世帯に係る平成 30 年 10 月分の生活保護費支給額の算定は、処分庁が老齢基礎年金額の認定額を誤ったことにより不足が生じている。しかし

ながら、処分庁は、令和2年3月24日付けで不足分を追給する保護変更決定処分を行っており、本件処分についての瑕疵は治癒されたといえる。これを除くほか、本件処分は法令や国の通知に沿って適法かつ妥当に行われている。

そのほか、本件処分に影響を与える事情もないのに、本件処分に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求は理由がないから、これを棄却するのが相当である。

加えて、審理員の審理手続をみても、行政不服審査法の規定に従い、処分庁に対しては弁明書の提出依頼を、審査請求人に対しては弁明書の送付及び反論書の提出依頼をしたことが認められ、その手続は適正なものと認められる。

以上のことから、前記第1のとおり結論する。

福岡県行政不服審査会第2部会

委 員 小 原 清 信

委 員 内 田 敬 子

委 員 倉 員 央 幸